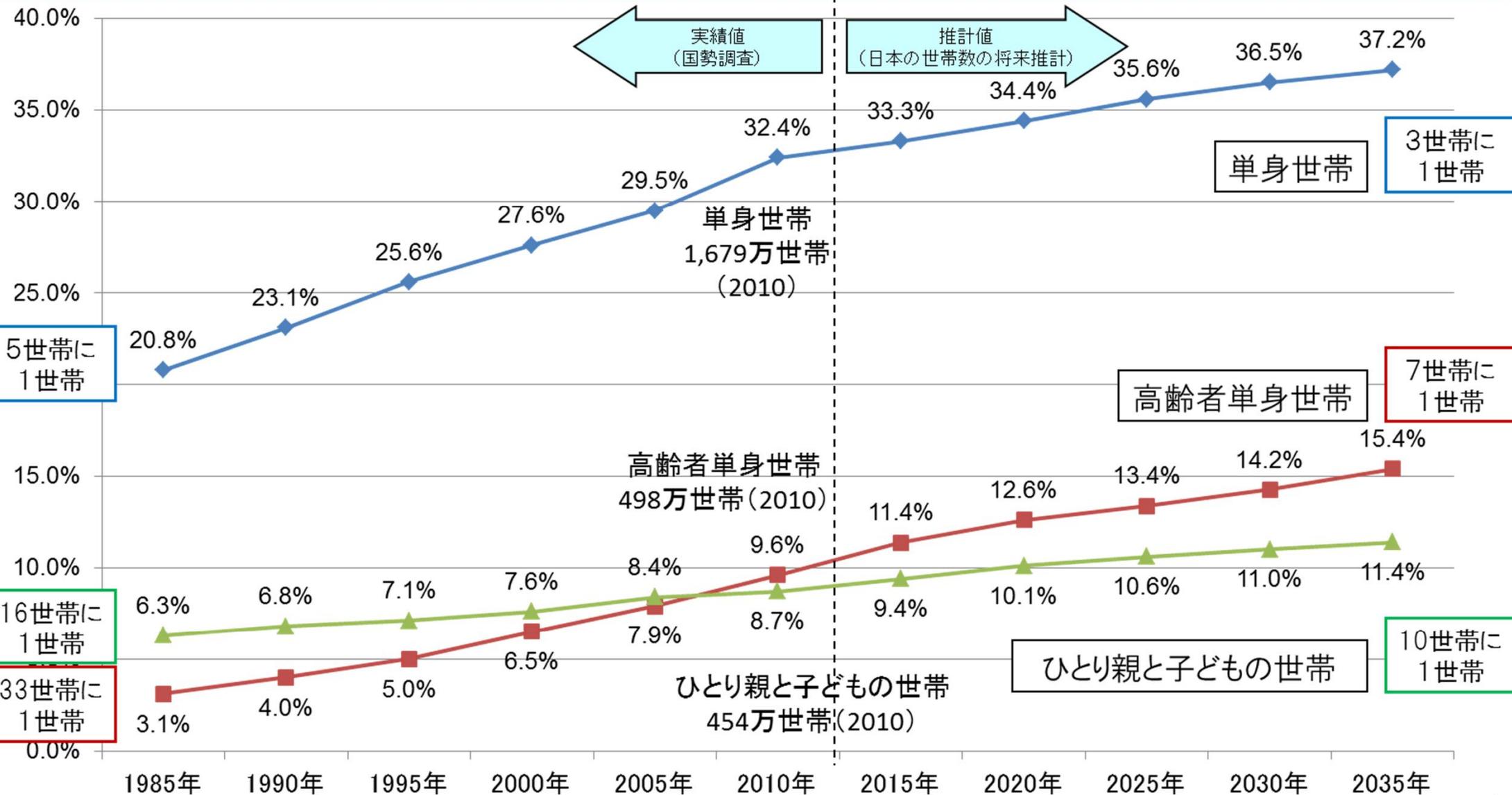


# 生活困窮と関連する様々な社会状況

# 世帯構成の推移と見通し

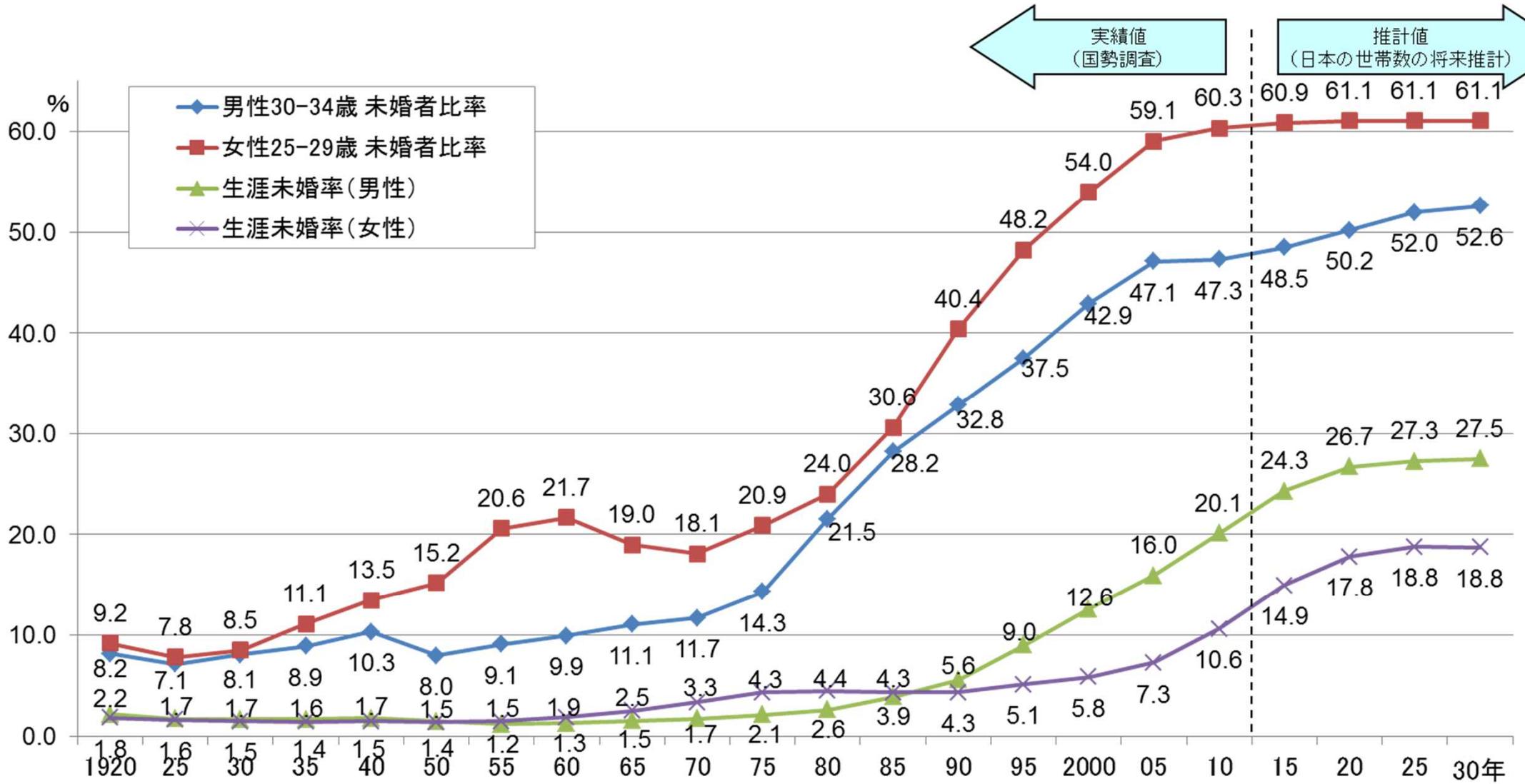
- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想。
- 単身世帯は、2010年現在で、3割を超える1,679万世帯(全世帯数約5,184万世帯)、2030年には約4割に達する見込み。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」(平成22年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成25年1月推計)

# 生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれている。



資料出所：資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

注1：男性30～34歳未婚率、女性25～29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

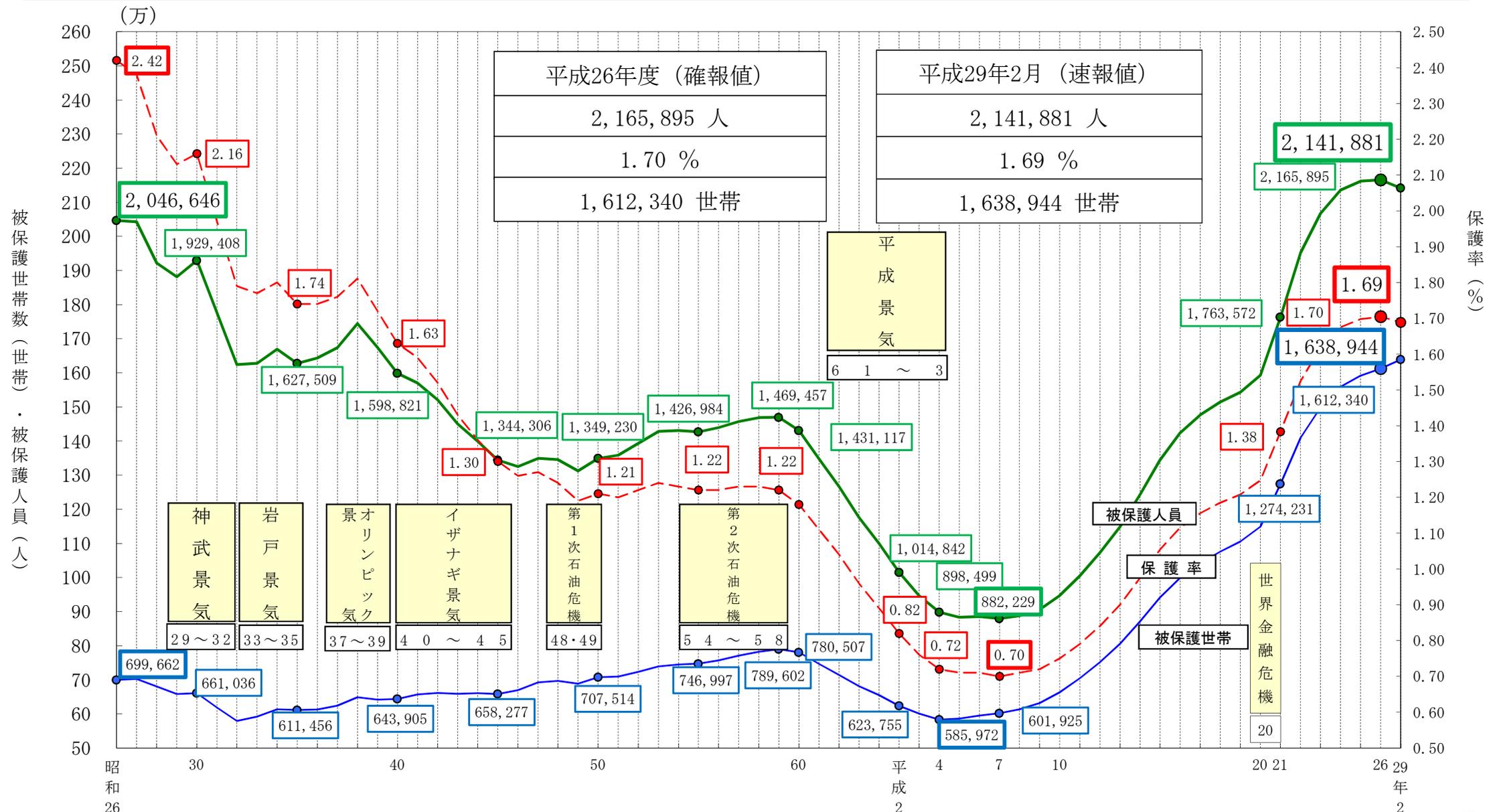
注2：生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、

2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳～49歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均。

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

○生活保護受給者数は約214万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯の増加により、世帯全体は増加しているが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いている。

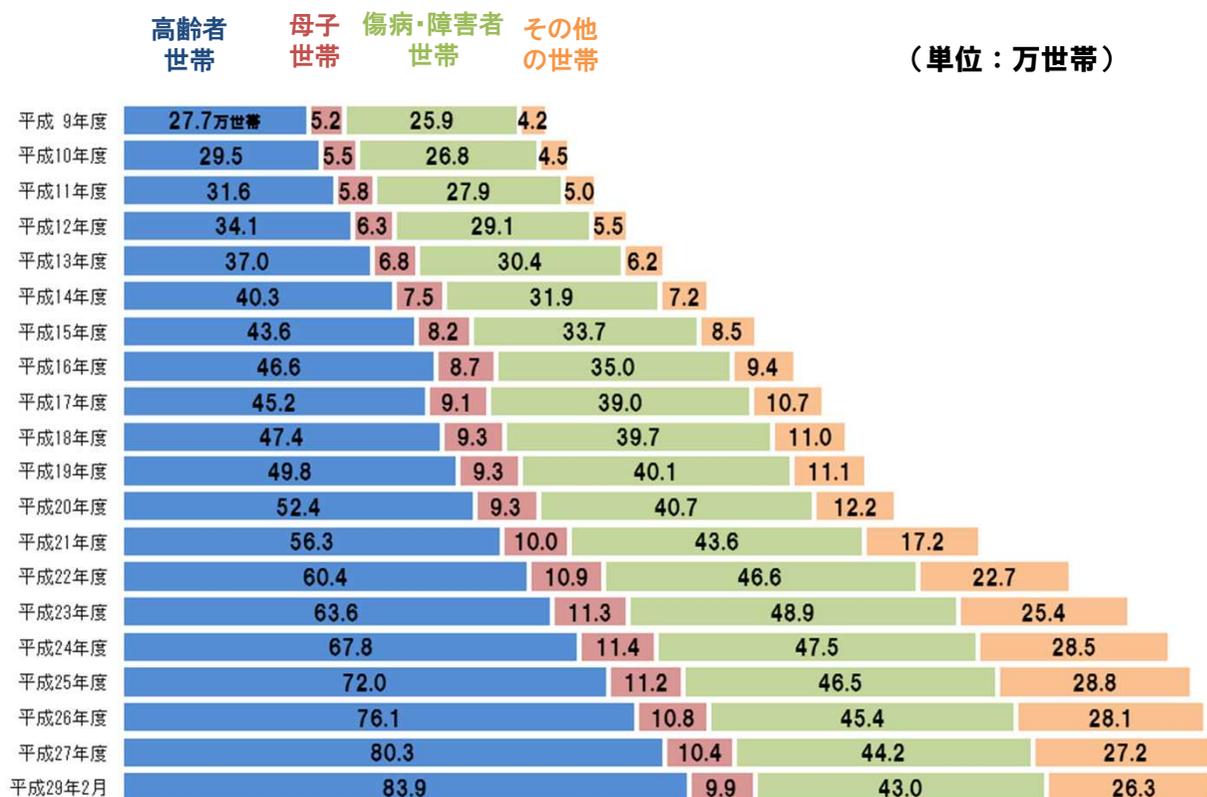


資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

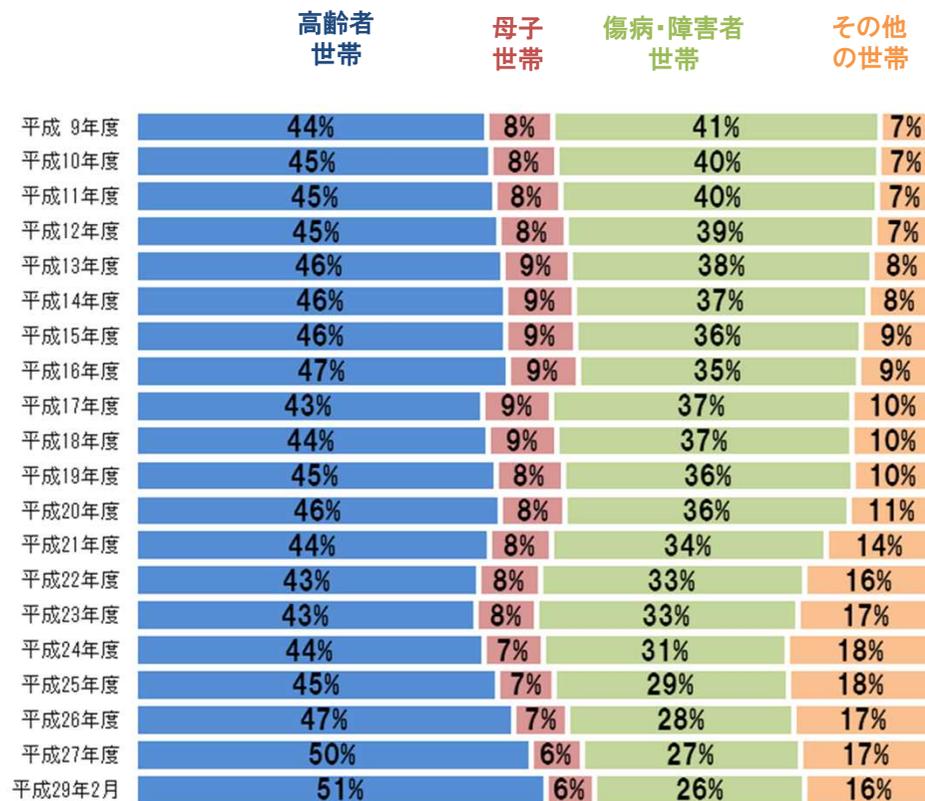
# 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

○ 世界金融危機後、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加した。「その他の世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

## ■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



## ■ 世帯類型別の構成割合の推移



【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成27年度以降は速報値) ※高齢者世帯の90.8%が単身世帯(平成29年2月(概数))。  
注:世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

### 世帯類型の定義

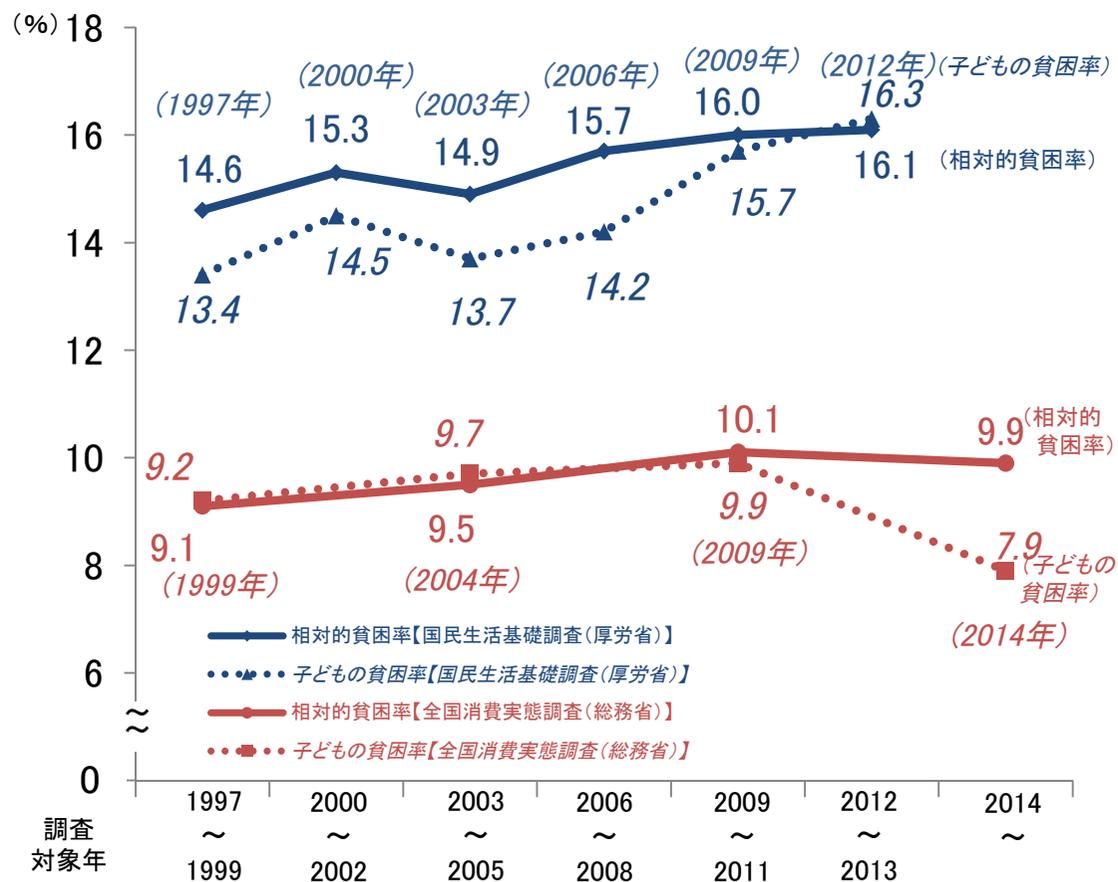
- 高齢者世帯 : 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯 : 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯 : 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯 : 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯 : 上記以外の世帯

# 相対的貧困率

- 相対的貧困率は、国民生活基礎調査では16.1%（平成24年）、全国消費実態調査では9.9%（平成26年）となっている。
- 子どもの貧困率は、国民生活基礎調査では16.3%、（平成24年）、全国消費実態調査では7.9%（平成26年）となっている。

## 1. 相対的貧困率の年次推移

(※) 調査対象年のデータは、いずれの調査も2年後に公表される。



## 2. 主要7カ国の相対的貧困率

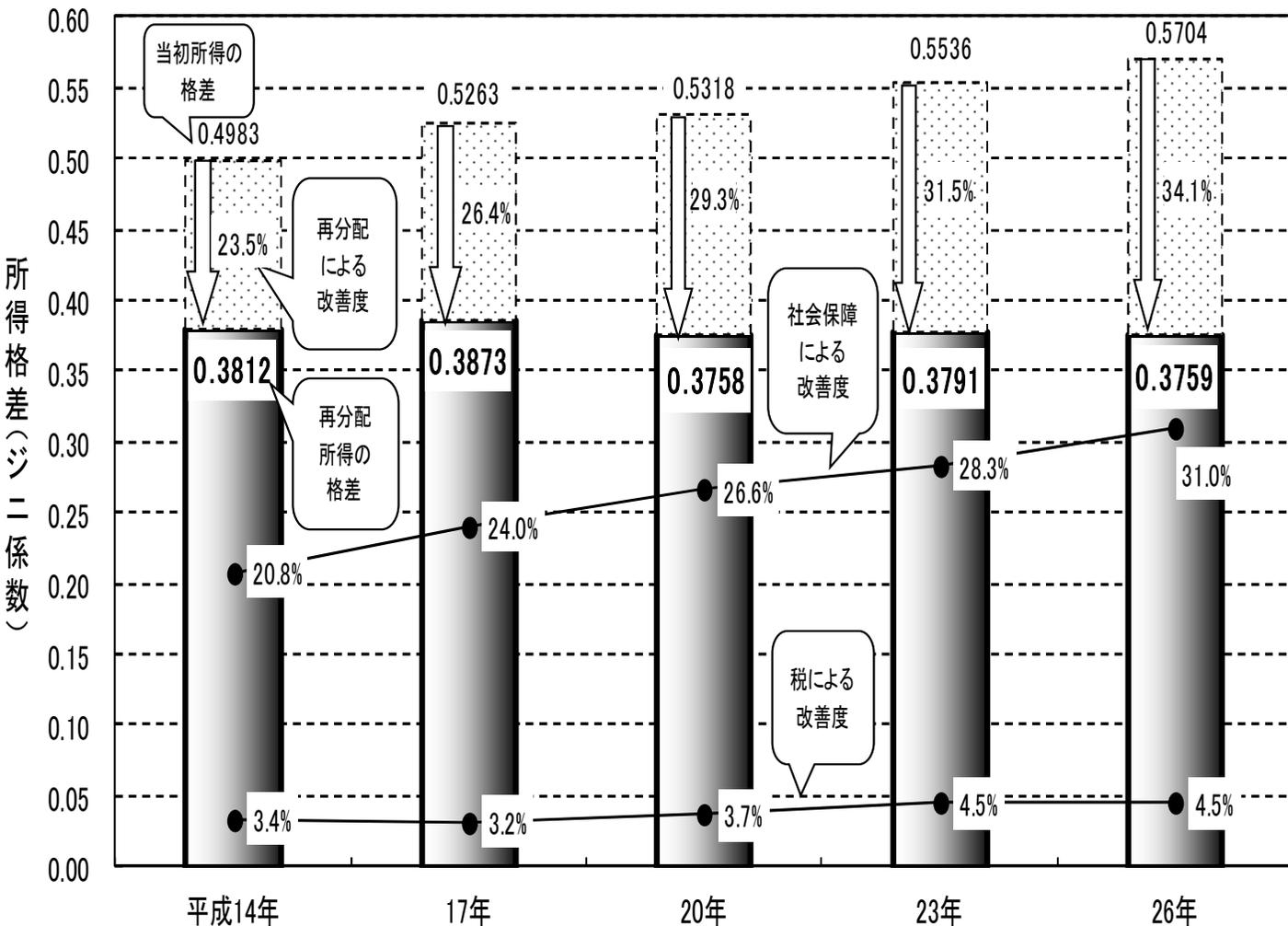
国名 (いずれも2012年)	相対的貧困率 (%)
アメリカ	17.4
イタリア	13.1
カナダ	12.8
イギリス	10.5
フランス	8.5
ドイツ	8.4

日本	16.1 (2012年)
	9.9 (2014年)

(資料出所) 総務省「平成26年全国消費実態調査所得分布等に関する結果 結果の概要」(数値はOECD "Income Distribution and Poverty" に基づき2012年のものに更新。)。日本のデータの出典は、上段が「国民生活基礎調査(厚生労働省)」、下段が「全国消費実態調査(総務省)」。

# ジニ係数の推移

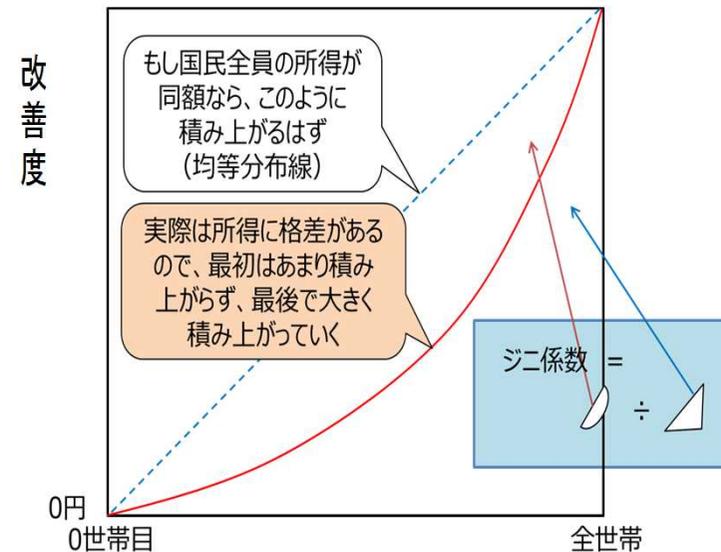
- 社会保障・税による再分配後（現物給付を含む）のジニ係数は、近年ほぼ横ばい。
- 当初所得のジニ係数は、高齢化等により拡大傾向。



(注)ジニ係数とは  
日本の世帯の所得を、少ない世帯から順番に積み上げていくことにより、上位と下位の世帯の所得にどの程度の格差があるかを計算したもの。貧困層のみでなく、高所得者層も含めた、所得分布の不均衡度を表す。

ジニ係数1 = 全所得を1人が独占  
ジニ係数0 = 全員が同じ所得

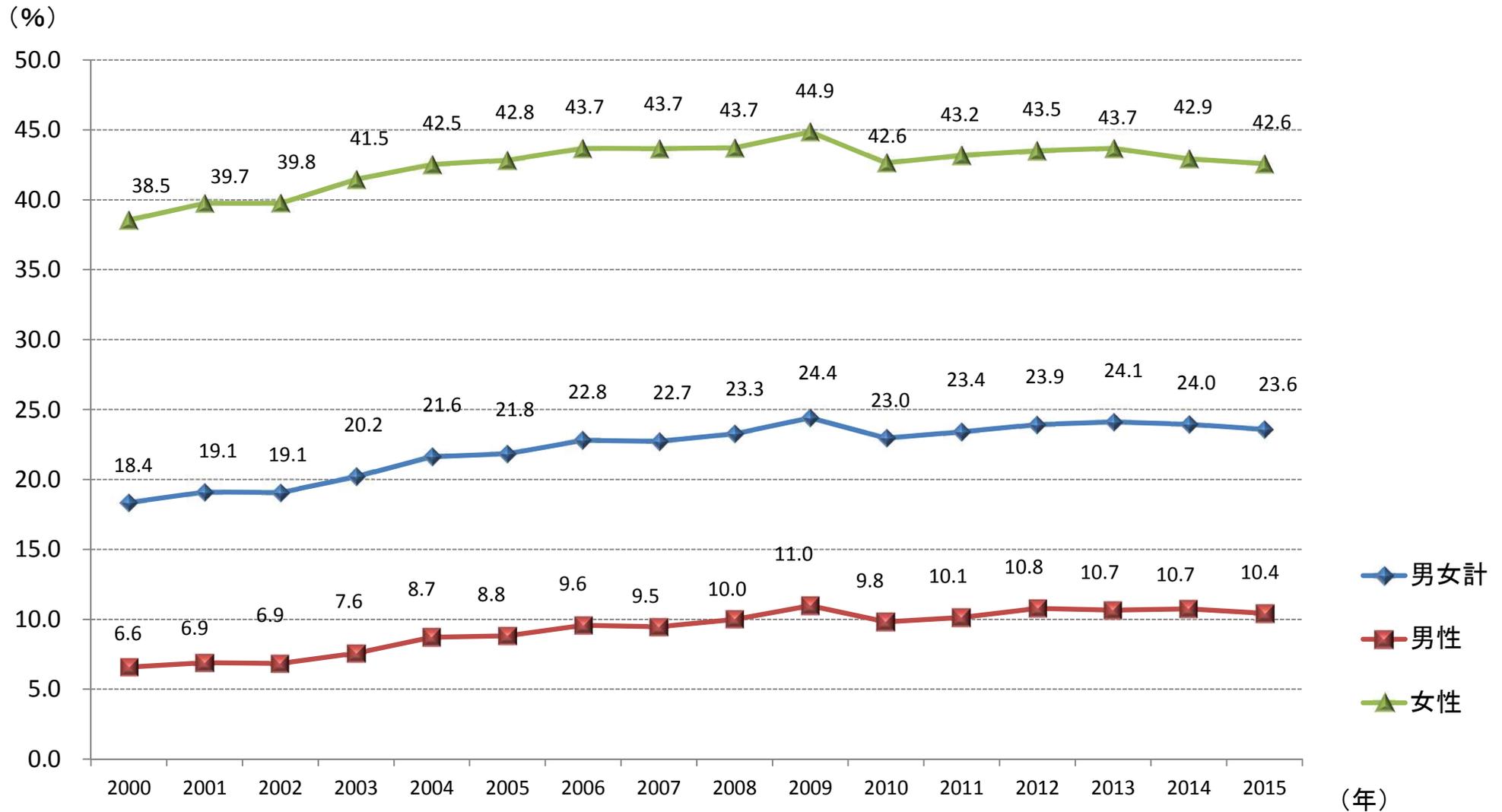
(%)  
40.0  
30.0  
20.0  
10.0  
0.0



(資料出所)厚生労働省「平成26年所得再分配調査報告書」

# 給与所得者のうち、年収200万円以下の者の割合の推移

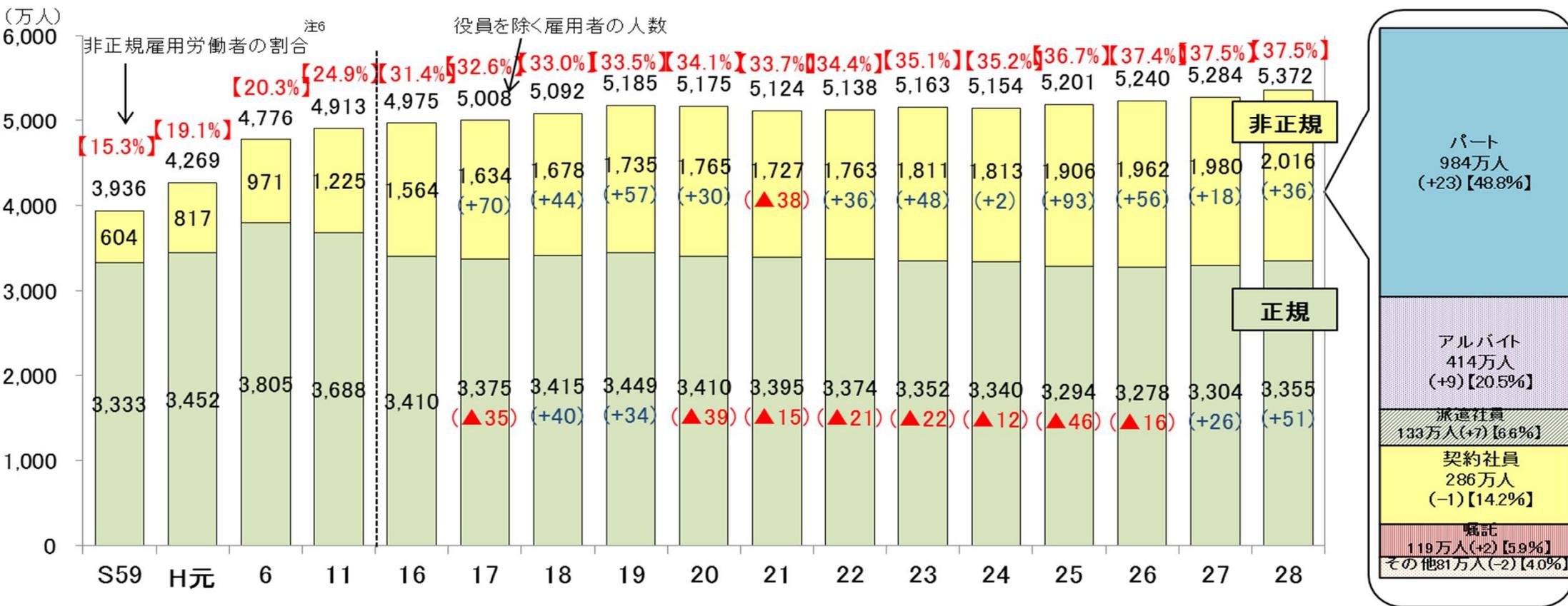
○ 年収200万円以下の給与所得者割合は、近年は概ね横ばいである。



(資料出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」  
1年を通じて勤務した給与所得者のうちの年収200万円以下の割合を示す。

# 正規雇用と非正規雇用労働者の推移

- 非正規雇用は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.5%・平成28年平均）。なお、直近（平成29年3月現在）では、1,998万人（37.2%） ※。
  - 正規雇用は、平成26年までの間に緩やかに減少していたが、平成27年に8年ぶりにプラスに転じ、平成28年も増加。
- ※総務省「労働力調査（基本集計）」（平成29年1月分）。なお、月単位の公表は平成25年1月から開始。



(資料出所) 平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

(注) 1) 平成17年から平成22年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。

2) 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成22年国勢調査基準）。

3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

4) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

5) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

6) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

# 失業率・長期失業者数の推移

- 平成29年1月の完全失業率は、前月より0.1ポイント低下し3.0%。
- 失業期間1年以上の長期失業者数は約76万人(平成28年)。

## 1. 完全失業率の推移

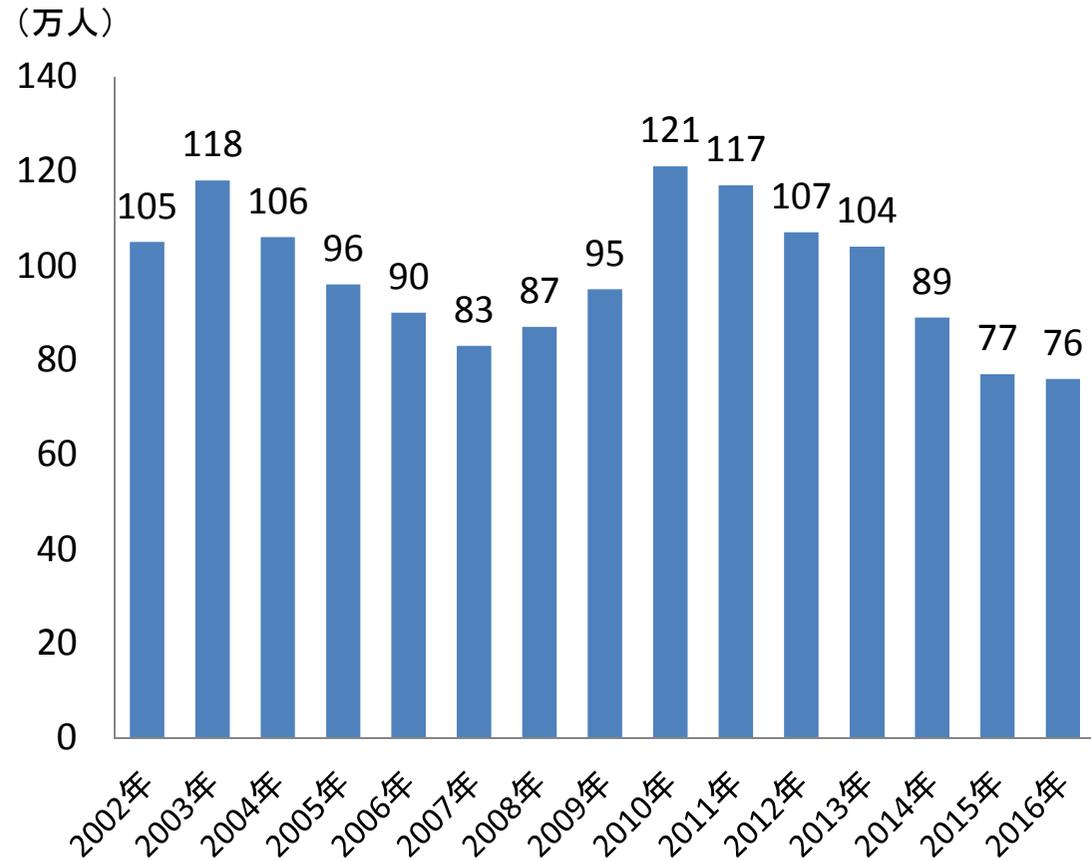


(出典) 総務省「労働力調査」

※シャドー部分は景気後退期。

(注)平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

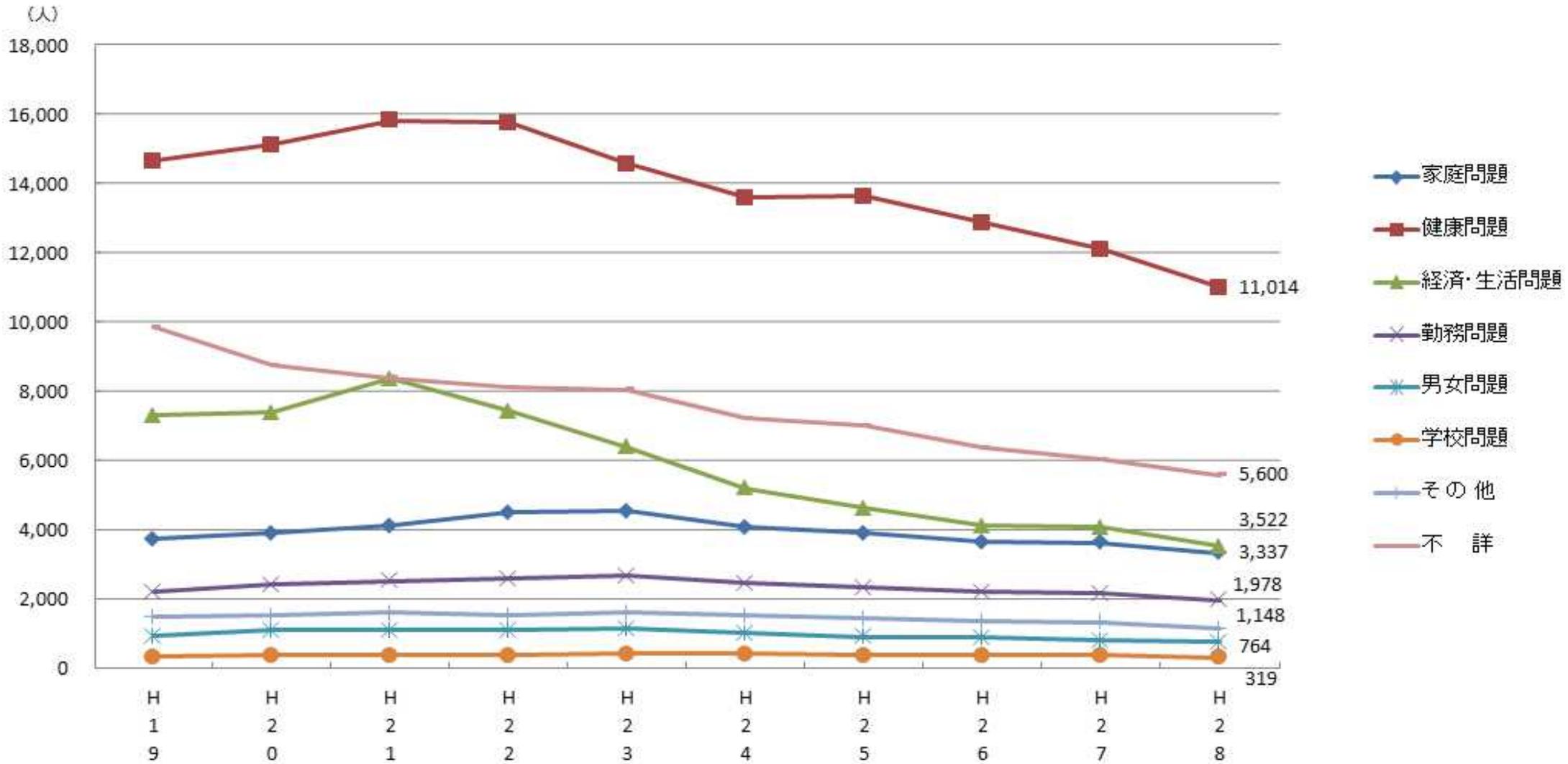
## 2. 失業期間1年以上の長期失業者数の推移



(出典) 総務省「労働力調査 (詳細集計)」

# 自殺者数の推移(原因・動機別)

- 平成28年の自殺者数は21,897人であり、前年よりも2,128人少なく、22年ぶりに2万2千人を下回った。
- 経済、生活問題を動機とする自殺も平成21年から減少傾向にあり、平成28年は3,522人。

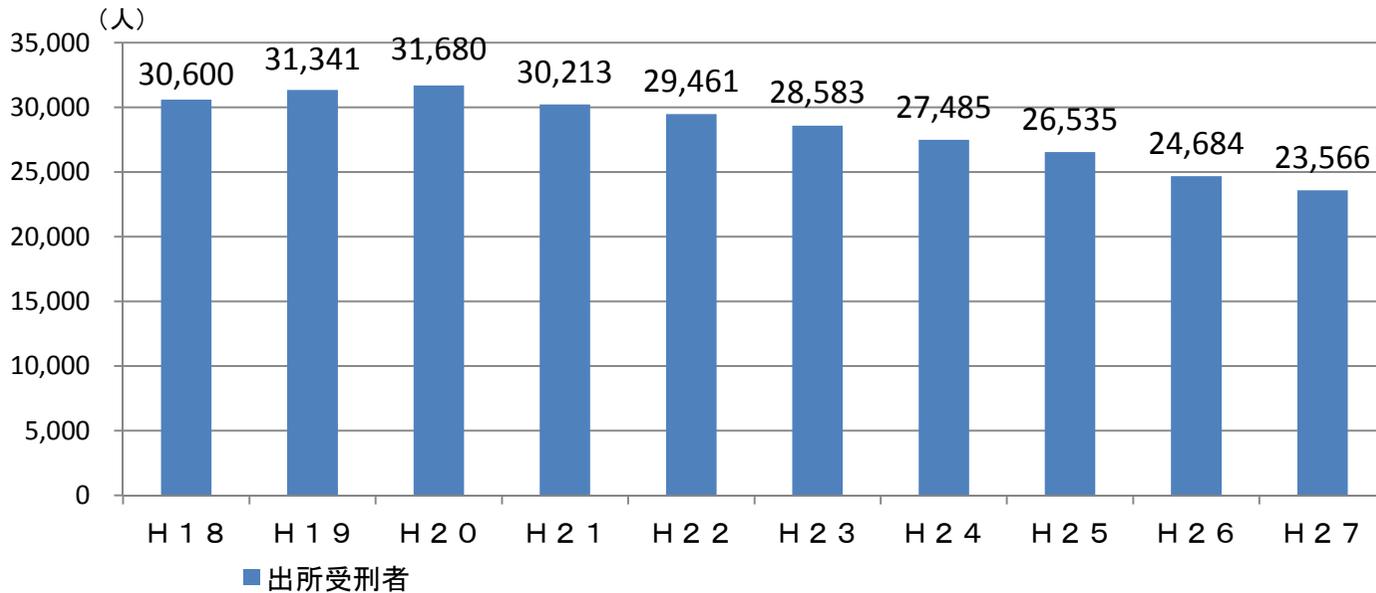


注)平成19年に自殺統計原票を改正し、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上することとした。

# 刑務所出所者数の推移

- 刑務所出所者は、総数は減少傾向にあるものの、高齢者は人数・割合ともに増加している。
- 受刑者で見ると、障害を有する者も1割程度存在している。

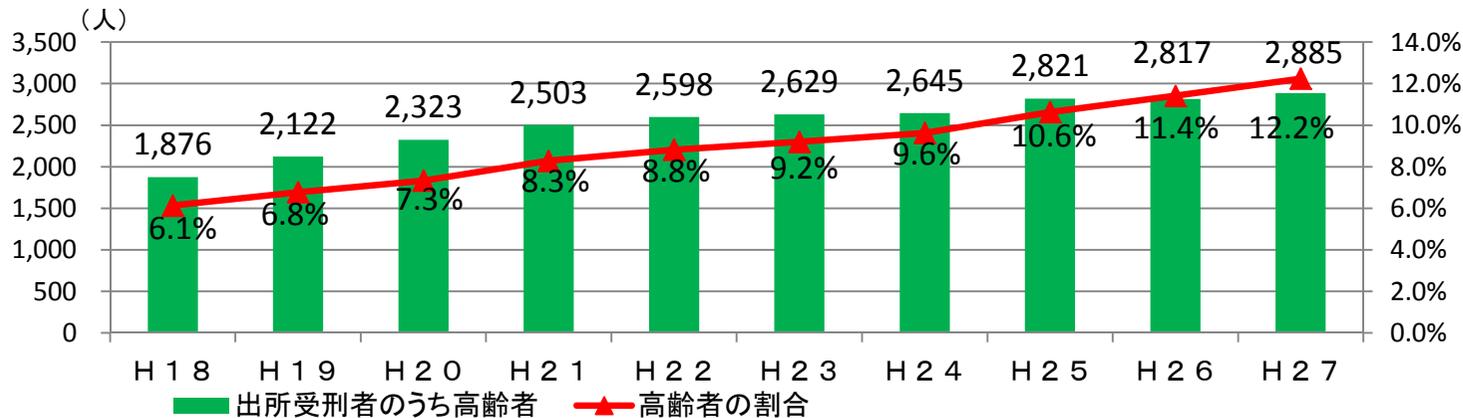
## 1. 刑務所出所者数の推移



## 3. 入所した受刑者のうち知的障害等を有する者

	H27
入所受刑者	21,539
知的障害	283
人格障害	145
神経症性障害	489
その他の精神障害	1,908
知的障害等の割合	13.1%

## 2. 刑務所出所者のうち高齢者の推移

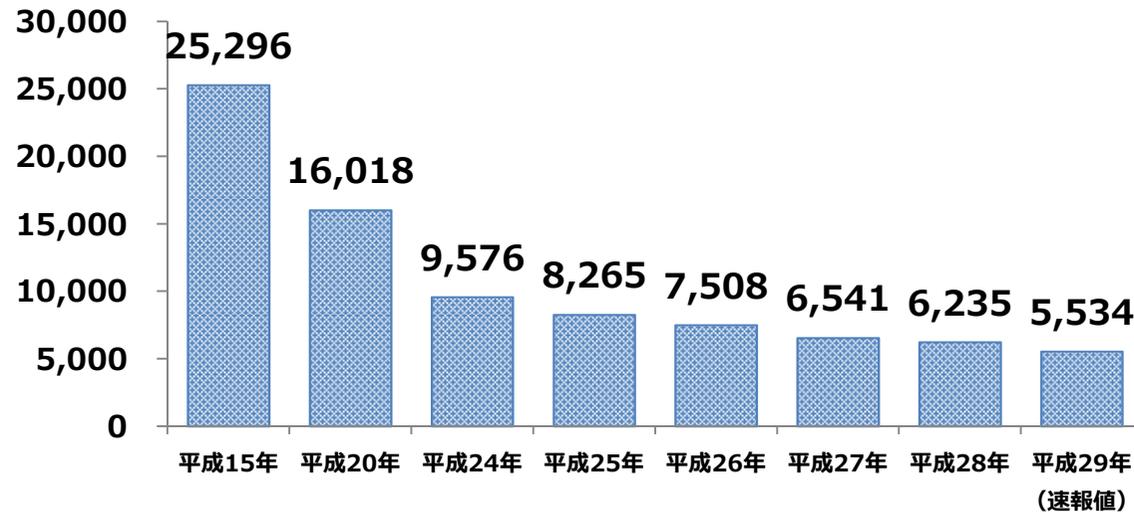


資料出所：法務省矯正統計統計表  
 (注1) 上記障害については、刑事施設等において同障害を有すると診断された者をいう。  
 (注2) 「その他の精神障害」は精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。

# ホームレスについて

- 国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は把握している限り、毎年減少しているが、依然として約6千人のホームレスが確認されている。
- ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化などが課題となっている。

## 1. ホームレス数の推移



## 2. 性別・年齢の状況

- 男女構成
    - ・ 男性 96.2% (+0.7)
    - ・ 女性 3.8% (▲0.7)
  - 年齢階層
    - ・ ~39歳 3.4% (▲0.3)
    - ・ 40~49歳 8.9% (▲2.9)
    - ・ 50~54歳 9.0% (▲1.0)
    - ・ 55~59歳 13.3% (▲5.0)
    - ・ 60~64歳 22.9% (▲2.8)
    - ・ 65~69歳 23.1% (+6.5)
    - ・ 70歳~ 19.7% (+6.8)
- 平均年齢61.5歳 (+2.2歳)

## 3. 路上での生活の状況

### 1 路上生活の形態

- 生活している場所が定まっている者は77.5% (▲5.7)
- 生活場所
  - ・ 公園 33.0% (+4.8)
  - ・ 河川 26.3% (▲2.7)
  - ・ 道路 15.3% (▲0.6)

### 2 路上生活の期間

- 今回の路上生活の期間
  - ・ 「10年以上」 34.6% (+8.6)
  - ・ 「5年以上10年未満」 20.5% (+0.3)
  - ・ 「3年以上5年未満」 10.5% (▲5.3)
  - ・ 「1年以上3年未満」 12.2% (▲5.5)
  - ・ 「1年未満」 22.2% (+2.0)

### 3 仕事と収入の状況

- 仕事をしている者は55.6% (▲4.8)
  - 主な内訳は「廃品回収」が70.8% (▲6.9)と最も多い
- 仕事による収入月額
  - ・ 「1万円未満」 9.6% (▲3.6)
  - ・ 「1~3万円未満」 30.7% (▲4.1)
  - ・ 「3~5万円未満」 33.6% (+2.8)
  - ・ 「5万円以上」 25.9% (+4.7)
- 仕事をしている者の平均収入は、約3.8万円 (+0.3万円)

※資料出所：1は、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果。  
2, 3はホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果。（いずれも厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）  
※2, 3のカッコ内は平成24年1月実施調査結果からの変動値。  
※2, 3の数値は現在集計中であり未定稿。

# フリーター・ニートの数の推移

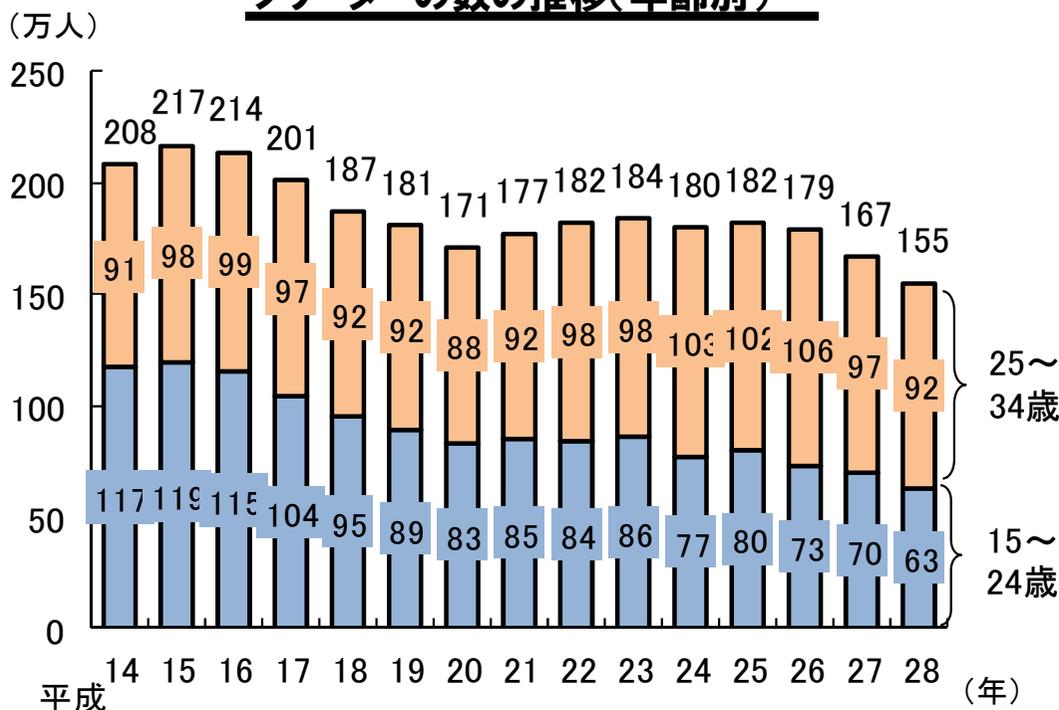
## フリーター数は、平成28年で155万人

○ フリーター数は217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少した後、平成21年以降、180万人前後で推移していたが、平成28年は155万人となり、前年に比べ12万人の減少となった。

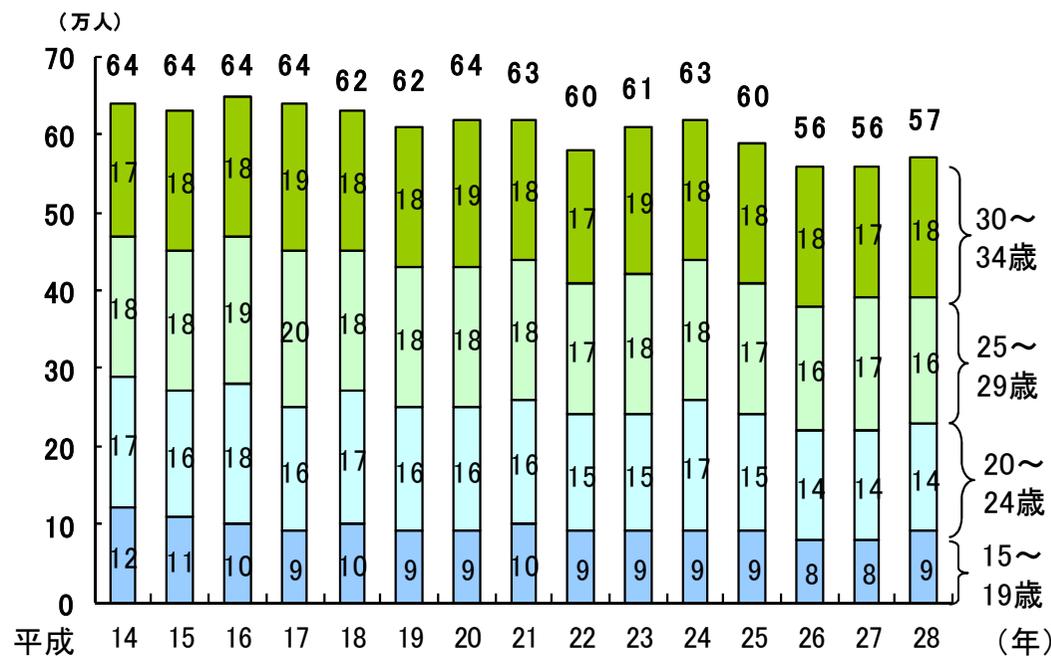
## ニート数は、平成28年で57万人

○ ニート数は、平成14年以降、約60万人で推移。

### フリーターの数の推移(年齢別)



### ニートの数の推移(年齢別)



資料出所: 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

資料出所: 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注) フリーターの定義は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、以下の者の合計。

(注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

- 1 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

# ひきこもりについて

## 定義

様々な要因の結果として、**社会的参加**(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、**原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態**(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を示す**現象概念**。

※ ひきこもりは、原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神症性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低い。

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より

## 推計数

### 内閣府関係調査

**広義のひきこもり状態にある者 54.1万人、狭義のひきこもり状態にある者17.6万人**

平成28年9月 「若者の生活に関する調査報告書」より

※平成22年7月の「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」による推計によると、  
広義のひきこもり状態にある者 69.6万人、狭義のひきこもり状態にある者 23.6万人

### 厚生労働省関係調査

**ひきこもり状態にある世帯数 約26万世帯**

平成18年度 厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」による推計

#### ○把握方法

全国11の地域の住民から無作為に抽出し、調査に協力いただいた4,134名を対象に、調査員の戸別訪問により直接面接を実施

(平成14～17年度にWHOの主導する国際的な研究プロジェクトである世界精神保健調査に参画して実施)

#### ○調査結果

面接を受けた対象者全員の中で、現在、ひきこもり状態にある子どものいる世帯は、0.56%。

全国の総世帯数にこの率を乗じて、ひきこもり状態にある世帯は、約26万世帯と推計。

# 潜在的な支援ニーズの把握（ひきこもりの場合）

- 自ら自立相談支援機関に相談できない人も含め、必要とする人に支援を届けるためには、まずは地域ごとにそのニーズを把握することが重要。
- ひきこもりの人の実態把握については、秋田県藤里町の取組が先進事例であるが、類似の取組が全国的に拡がり始めている。

## 自治体の行った「ひきこもり」等の実態把握の例

	調査の概要	調査結果の概要
秋田県 藤里町	平成22年に町社会福祉協議会が戸別訪問して把握。その後、「福祉の拠点 こみっと」を開設。	当初、長期不就労等によるひきこもり状態であると把握したのは113名。※支援を通じて4年後には25名に激減。 平成26年度に「こみっと」についての情報提供のため戸別訪問した166名のうちでは、ひきこもり歴ゼロは99人（卒業間近の高校生、失業直後の人等）、不明が31人（仕事はあるが就労が不安定である人等）と、ひきこもり以外で支援を要する人のニーズ掘り起こしにもつながっている。
北海道 津別町	全世帯から5分の1を無作為抽出し、平成27年7～12月に調査用紙を郵送・個別訪問で回収（回収率84.6%）。	町内全体の15歳以上65歳未満の人のうち、長期のひきこもりの状態にある人が2.0%。その内訳は、全員が男性で、半数以上が40歳以上。
岡山県 総社市	平成27年度、地区社協単位（全14地区）で、民生委員、福祉委員等の座談会形式で把握。	207人（人口比0.3%）のひきこもりの人（※）を地域で把握していることが判明。30代が最多で51人（24.6%）、次いで40代の45人（22.4%）。男性が女性の2倍以上となっている。今後は、事例調査、サポーター養成、居場所の設置などに取り組む予定。 ※「義務教育終了後であって、おおむね6ヶ月以上社会から孤立している状態」と定義。
島根県	県内の担当地区を持つ民生委員・児童委員に対し、平成25年11月現在でアンケート調査を実施（回収率81.2%）	把握できた「ひきこもり状態の方等（※）」は人口比で0.15%。 ※15歳以上で「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方」「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買物などで外出することがある方」等と定義。

（注）北海道津別町については、平成27～29年度日本学術振興会科学研究費基盤研究による大阪市立大学岩間伸之教授他による研究。